

各県立特別支援学校長 様

特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立特別支援学校における
対応について（通知）

このことについて、令和 2 年 4 月 1 7 日付け 2 教健第 7 9 号「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について（依頼）」により、全ての県立特別支援学校を令和 2 年 4 月 2 1 日（火）から 5 月 6 日（水）まで臨時休業とすることとしました。

については、学校に在籍する幼児児童生徒のうち、受け入れ先がない者については、学校施設で受け入れることとしたことから、下記の点に留意し対応いただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染状況については、日々変化しているため、状況によっては対応を見直す場合があります。

記

○ 児童生徒の受け入れに当たっての留意点

（1）学校での活動について

- ・多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることがないように、必要な対策を徹底した上で、必要最小限の人数に絞って行うなど特段の配慮を行うこと。

（2）給食について

- ・事前に受け入れ人数を把握し提供する。給食の提供が難しい場合は、保護者に昼食の持参をお願いするなど柔軟に対応する。

（3）通学バスについて

- ・通常通り運行する。

（4）寄宿舎について

- ・基本的には学校に準じて閉舎とするが、保護者が迎えに来られない場合など、個別の状況に応じて柔軟に対応する。

（5）受け入れ時間について

- ・通常通りの登下校時間で受け入れる。